○外務省告示第三百六十五号

令和七年八月十五日にルアンダで、地上デジタルテレビ放送網整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアンゴラ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地上デジタルテレビ放送網整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十五億九千五百万円
3　贈与の供与期限　令和十三年一月三十一日
4　署名者
日本側　佐野浩明在アンゴラ大使
アンゴラ側　ジョゼ・パウリーノ・クーニャ・ダ・シルバ外務省国際協力局長

令和七年九月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百六十六号

令和七年八月十八日にニューヨークで、南スーダン共和国における地雷対策機関の業務環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地雷対策機関の業務環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億三千五百万円
3　贈与の供与期限　令和八年八月二十八日
4　署名者
日本側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使
国際連合側　リタ・グナリャティ・ルビス国際連合地雷対策サービス部副部長

令和七年九月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第三百六十七号

令和七年八月十八日にルアンダで、アンゴラ共和国におけるロビト回廊沿道地域における小規模農家のための持続可能な農業インフラ改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合プロジェクト・サービス機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ロビト回廊沿道地域における小規模農家のための持続可能な農業インフラ改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億四千八百万円
3　署名者
日本側　佐野浩明在アンゴラ大使
国際連合プロジェクト・サービス機関側　フレデリック・フリッピアット中部アフリカ地域事務局プログラム長

令和七年九月二十二日

外務大臣　岩屋　毅

○文化庁告示第十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月二十二日

文化庁長官　都倉　俊一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
藤原京跡 朱雀大路跡 左京七条一・二坊跡 右京七条一坊跡	昭和五十三年文部省告示第百八十三号、平成二十三年文部科学省告示第十五号、平成二十七年文部科学省告示第四十四号、平成二十九年文部科学省告示第八十三号、令和三年文部科学省告示第百九十五号、令和元年文部科学省告示第百六十九号、令和五年文部科学省告示第百四十六号及び令和六年文部科学省告示第百十三号	橿原市（奈良県）

○農林水産省告示第千四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県**久**留米市田主丸町竹野字東笹尾二二七八の一、字五反山二三〇八の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字東笹尾二二七八の一・字五反山二三〇八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字熊手**久**保二三八の六（次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び**久**留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県八女市上陽町**久**木原字大山一六七〇、一六七一の一、字上筋一八〇八の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大山一六七〇・一六七一の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年九月二十二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市杷木**久**喜宮字ヒサゲ原三七〇の一、三七〇の三、三七〇の四、杷木古賀字堂所ノ上一一六八の一（次の図に示す部分に限る。）、一一七〇の一、一一七一の一、一一七二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備